

第 1 4 5 0 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市市税条例の一部を改正する条例……………4  
 甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………12  
 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
 の一部を改正する条例……………14  
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
 準を定める条例の一部を改正する条例……………15  
 甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例……………16  
 甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する  
 条例の一部を改正する条例……………17  
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………18  
 甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………20

### [ 規 則 ]

甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則……………21  
 甲府市子ども未来応援条例の一部の施行期日を定める規則……………27  
 甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則……………28  
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に

関する条例施行規則の一部を改正する規則……………30  
 甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………32  
 甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
 律施行細則の一部を改正する規則……………45  
 甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………47  
 甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正す  
 る規則……………48

### [ 告 示 ]

令和2年6月甲府市議会定例会招集告示……………49  
 開発行為に関する工事の完了公告……………50  
 令和元年度下半期の財政状況の公表……………51  
 甲府市各企業会計の令和元年度下半期の業務状況の公表……………52  
 土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域  
 の指定告示……………53  
 入札告示……………54  
 犬又は猫等の収容告示（2件）……………57  
 犬又は猫の引取り告示……………59

甲府市告示第286号の告示を取消す告示	60	プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	102
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	61	市有財産の売却について随時申込みを受け付ける旨の公告	104
犬又は猫の引取り告示	62	国民健康保険料過誤納金還付充当通知書公示送達	107
開発行為に関する工事の完了公告	63	国民健康保険料督促状公示送達	108
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書・決定通知書公示送達	64	犬又は猫の引取り告示	109
国民健康保険被保険者証無効告示	65	法人市民税過誤納金還付充当通知書公示送達	110
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（3件）	66	犬又は猫の引取り告示	111
犬又は猫等の収容告示	69	開発行為に関する工事の完了公告（2件）	112
特定計量器定期検査の実施公告	70	地方自治法施行令第158条1項の規定による収納事務の委託告示	114
入札告示（4件）	71	開発行為に関する工事の完了公告（3件）	115
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	81	介護保険料督促状公示送達	118
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	82	令和2年度補正予算の公表	119
生活保護法の規定に基づく指定医療機関指定公示	83	開発行為に関する工事の完了公告	120
生活保護法の規定に基づく指定医療機関変更公示	84	入札告示（5件）	121
生活保護法の規定に基づく指定医療機関廃止公示	85	介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達	137
生活保護法の規定に基づく指定介護機関変更公示	86	開発行為に関する工事の完了公告	138
指定地域密着型サービス事業所の指定公示	87	介護保険料更正通知書公示送達	139
犬の捕獲、抑留をした旨の告示	88	犬又は猫の引取り告示（2件）	140
道路区域の変更告示	89	固定資産税・都市計画税督促状公示送達	142
道路の供用開始告示	90	入札告示（2件）	143
犬又は猫等の収容告示	91	指定居宅サービス事業者の指定公示	149
配当計算書・充当通知書公示送達	92	国土調査実施公示	150
市県民税督促状公示送達	93	開発行為に関する工事の完了公告（3件）	151
入札告示	94	指定障害児通所支援事業者の指定公示	154
犬又は猫の引取り告示	97	指定障害児通所支援事業者の廃止公示	155
開発行為に関する工事の完了公告	98	プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	156
入札告示	99		

甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示	158
[ 教育委員会 ]	
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	160
入札告示（2件）	162
[ 選挙管理委員会 ]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	168
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会6月定例総会招集公告	169
[ 上下水道局 ]	
甲府市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程	170
入札告示（4件）	171
指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業廃止告示	183
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	184

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第31号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第27条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第35条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第35条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を

「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第54条の3の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から6月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第54条の4第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第71条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第152条第6項中「第35条第6項」を「第35条第7項」に改める。

附則第5条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に

「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第5条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第11条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第22条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第26条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第26条の7第1項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第27条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第34条 第8条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第15条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22

項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第17条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第19条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第25条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第25条第2項の表第1号」を「同号」に、「第32条の10第10項から第12項まで」を「第32条の10第9項から第16項まで」に改める。

第25条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第32条の10第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52

項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第32条の11第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第33条の2第4項から第6項までを削る。

第71条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第5条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第5条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第15条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第26条の7第2項中「及び第4項」を削る。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第35条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第36条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第19条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中甲府市市税条例第54条の3の次に1条を加える改正規定、第54条の4第1項の改正規定、第71条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条第3項及び第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中甲府市市税条例第20条第1項第2号、第27条の2及び第29条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条第1項、第26条第3項、第26条の7及び第27条第1項の改正規定並びに第2条中同条例附則第5条、第5条の2第17項及び第15条の改正規定並びに附則に2条を加え

る改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中甲府市市税条例第71条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）

附則第26条の7の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第20条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第27条の2及び第29条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第19条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税につ

いて適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第35条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第54条の3の2の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第54条の3の2に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第32号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた

甲府市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の甲府市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例に基づく損害補償の内払とみなす。

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第33号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市条例第 3 4 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成 2 6 年 9 月条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用し  
ないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特  
定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育  
認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定  
地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育  
・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供され  
るよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確  
保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 4 3 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第35号

甲府市介護保険条例等の一部を改正する条例

(甲府市介護保険条例の一部改正)

第1条 甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び令和2年度にあつては2万9,160円」を「にあつては2万9,160円と、令和2年度にあつては2万3,340円」に改め、同条第3項中「及び令和2年度にあつては、5万6,390円」を「にあつては5万6,390円と、令和2年度にあつては5万4,450円」に改める。

(甲府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び令和2年度にあつては4万6,660円」を「にあつては4万6,660円と、令和2年度にあつては3万8,890円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第36号

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成30年9月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第37号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

昭和 24	警察公舎	善光寺町2062番地	木造杉皮葺平家建 棟 50㎡	1 4戸
35	東河原疎開	上小河原町1156番地	木造セメント瓦葺平家 建 1戸 28.05 ㎡	1戸
37	後屋	後屋町1番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	20戸
38	古上条	古上条町189番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	20戸
39	後屋第二	後屋町525番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	19戸

を

」

「

昭和 35	東河原疎開	上小河原町1156番地	木造セメント瓦葺平家 建 1戸 28.05 ㎡	1戸
----------	-------	-------------	-------------------------------	----

に

37	後屋	後屋町1番地	簡易耐火構造平家建 1戸 32.18㎡	20戸
----	----	--------	------------------------	-----

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第38号

甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

甲府市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した山梨県後期高齢者医療制度の被保険者等に係る傷病手当金の支給について市が行う事務）

- 4 広域連合条例附則第6条に規定する傷病手当金が支給される間、第2条に規定する事務に加え、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

# 規則

---

甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第41号

甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市子ども未来応援条例（令和2年3月条例第4号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき設置する甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(救済の申立て)

第3条 何人も、権利擁護委員に対し、子どもの権利の侵害について、文書又は口頭により救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、条例第22条第5項に規定する相談及び調査の専門員（以下「専門員」という。）が行う。

(調査)

第4条 権利擁護委員及び専門員（以下「権利擁護委員等」という。）は、申立てがあった場合は、当該申立てについて調査を行うものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容が明白な虚偽である場合
- (2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれていない場合

- (3) 権利擁護委員等の行為に係るものである場合
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過している場合
- (5) その他調査をすることが必要でないと権利擁護委員が認める場合

2 権利擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども若しくはその保護者以外の者からの申立てにより調査を行う場合又は自らの判断で調査を行う場合は、当該子ども又は保護者の同意を得るものとする。ただし、当該子どもが置かれている状況等から、権利擁護委員が同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

(調整)

第5条 権利擁護委員等は、必要があると認めるときは、子どもと市の機関又は市の機関以外の者との仲介をすること等により、子どもの権利の侵害を回復するための調整を行うものとする。

(勧告)

第6条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関に対し、是正の措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(是正要請)

第7条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関以外の者に対し、是正の措置を講ずるよう要請をすることができる。

(意見表明)

第8条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関等に対し、制度等の改善を行うよう意見を表明することができる。

(報告)

第9条 権利擁護委員は、第6条の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置又は制度の改善の状況について報告しなければならない。

3 権利擁護委員は、第7条の是正要請をしたときは、当該市の機関以外の者に対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。

4 前項の報告を求められた市の機関以外の者は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置の状況について報告するよう努めなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第10条 条例第27条第2項の規定による活動状況の報告及び公表は、年度ごとの相談件数、申立ての件数、調査の件数、勧告等に係る是正等の措置の状況報告の要旨その他権利擁護委員が必要と認める事項について行うものとする。

(甲府市子どもの権利擁護委員会議)

第11条 権利擁護委員は、次に掲げる事項を協議するため、甲府市子どもの権利擁護委員会議(以下「権利擁護委員会議」という。)を設置するものとする。

- (1) 権利擁護委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害について、その救済と回復に向けた方策に関すること。
- (3) 活動状況の報告に関すること。
- (4) その他権利擁護委員の協議により必要と認めること。

(代表権利擁護委員)

第12条 権利擁護委員会議に代表権利擁護委員を置き、権利擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 代表権利擁護委員は、会務を総理する。
- 3 代表権利擁護委員に事故があるときは、あらかじめその指名する権利擁護委員が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 権利擁護委員会議は、代表権利擁護委員が招集するものとする。

- 2 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、権利擁護委員以外の者を権利擁護委員会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門員の職務等)

第14条 専門員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 第3条の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、権利擁護委員が必要と認めること。

(身分証明書)

第15条 権利擁護委員等は、調査を行うときは、身分証明書(別記様式)を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

第16条 権利擁護委員等は、職務を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 子どもやその関係者等の人権について十分に配慮し、職務を遂行すること。
- (2) 相談や申立て等の内容に応じ、関係機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 相談や申立てを行った者に不利益が生じないよう職務を遂行すること。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

別記様式（その１）（第１５条関係）

（表面）

 <p>写真</p>	<p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属 氏 名</p>
<p>上記の者は、甲府市子ども未来応援条例第２２条の規定に基づく 権利擁護委員であることを証明する。</p>	
<p>年 月 日</p> <p>甲府市長 <span style="float: right;">印</span></p>	

（裏面）

<p>甲府市子ども未来応援条例（抜粋）</p> <p>（子どもの権利擁護委員の設置）</p> <p>第２２条 市は、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に、市長の附属機関として甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置する。</p> <p>２～４（略）</p> <p>５ 市は、権利擁護委員の仕事を補佐するため、相談及び調査の専門員を設置する。</p> <p>（権利擁護委員の職務）</p> <p>第２３条 権利擁護委員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。</p> <p>(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行うこと。</p> <p>(3) 前号の勧告、是正要請又は意見表明（以下「勧告等」という。）を受けて採られた措置の報告を求め、その状況を確認すること。</p>
--

別記様式（その2）（第15条関係）

（表面）

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div>	<p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属 氏 名</p>
<p>上記の者は、甲府市子ども未来応援条例第22条の規定に基づく 専門員であることを証明する。</p>	
<p>年 月 日</p> <p>甲府市長 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	

（裏面）

<p>甲府市子ども未来応援条例（抜粋）</p> <p>（子どもの権利擁護委員の設置）</p> <p>第22条 市は、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に、市長の附属機関として甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 市は、権利擁護委員の仕事を補佐するため、相談及び調査の専門員を設置する。</p> <p>甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則（抜粋）</p> <p>（専門員の職務等）</p> <p>第14条 専門員の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。</p> <p>(2) 第3条の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する調査を行うこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、権利擁護委員が必要と認めること。</p>
---

甲府市子ども未来応援条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第42号

甲府市子ども未来応援条例の一部の施行期日を定める規則

甲府市子ども未来応援条例（令和2年3月条例第4号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年7月1日とする。

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第 4 3 号

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和 3 8 年 1 0 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 3 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の患者等に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

2 市立甲府病院及び保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に関し、同令第 2 条に規定する期間に、次に掲げる業務に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 4 条第 1 項第 3 号及び別表の防疫等作業手当又は感染症診療等手当の規定は、適用しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う診療、看護、搬送等の業務に従事したとき。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着した疑いのある物件の処理等の業務に従事したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる業務以外の防疫等作業に従事したとき。

3 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務に係る手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずる業務に従事し

た場合にあつては、4,000円)とする。

- 4 第2項第3号に掲げる作業に係る手当の額は、作業に従事した日1日につき、290円とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- 2 改正後の規則を適用する場合においては、この規則による改正前の甲府市職員特殊勤務手当支給規則に基づいて支給された手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第 4 4 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成 2 7 年 3 月規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中 

4, 4 0 0 円	4, 4 0 0 円
------------	------------

 を 

2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円
------------	------------

 」

に改め、同表の備考第 7 項及び第 8 項を削る。

別表の備考第 6 項中「C 階層」を「D 8 階層」に改め、同項を同表の備考第 8 項とする。

別表の備考第 5 項中「C 2 階層」を「D 3 階層」に改め、「までの世帯」の次に「（D 3 階層の項の世帯にあつては、所得割の額が 7 7, 1 0 1 円以上である世帯に限る。）」を加え、「前項」を「備考第 4 項」に改め、同項を同表の備考第 7 項とする。

別表の備考第 4 項の次に次の 2 項を加える。

- 5 C 階層の項から D 7 階層の項までの世帯であつて、2 人以上の子どもが同一の世帯に属する場合は、1 人目の子どもの年齢にかかわらず、2 人目以降の利用者負担額を無料とする。
- 6 C 2 階層の項から D 3 階層の項までの世帯（D 3 階層の項の世帯にあつては、所得割の額が 7 7, 1 0 1 円未満である世帯に限る。）であつて、備考第 4 項のひとり親世帯等については、利用者負担額を 4, 4 0 0 円とする。

別表の備考に次の 1 項を加える。

- 9 D 1 階層の項から D 1 0 階層の項までの世帯であって、利用者負担額の算定基準となる年度の前年 1 2 月 3 1 日時点における 1 6 歳未満の子どもが 3 人以上属する世帯については、市町村民税の所得割の額から 3 人目以降の子ども 1 人につき 1 9, 8 0 0 円を控除し、該当する階層区分を適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 5 号

甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市老人福祉法施行細則（平成 1 8 年 3 月規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 号様式及び第 2 2 号様式を次のように改める。

第 2 1 号様式 (第 1 1 条関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人居宅生活支援事業開始届

次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第 1 4 条の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 届出者の登記事項証明書又は条例
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名
- 6 事業を行おうとする区域 (市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)

7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

8 事業開始の予定年月日

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人居宅生活支援事業変更届

次のとおり老人居宅生活支援事業について届け出た事項を変更したので、老人福祉法第 1 4 条の 2 の規定により届け出ます。

1 変更する事項

- (1) 変更前
- (2) 変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

4 事業の種類及び内容

5 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

6 主な職員の氏名

7 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

8 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

第24号様式及び第25号様式を次のように改める。

第24号様式（第14条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・  
老人介護支援センター）設置届

次のとおり老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 施設の長の氏名
- 5 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 6 老人短期入所施設にあつては、その入所定員

## 7 事業開始の予定年月日

### 添付書類

- (1) 国、都道府県及び市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては、登記事項証明書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図

第 25 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・  
老人介護支援センター）変更届

次のとおり老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）について届け出た事項を変更したので、老人福祉法第 15 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 変更する事項
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 3 変更の年月日
- 4 変更の理由
- 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要

6 施設の長の氏名

7 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

8 老人短期入所施設にあつては、その入所定員

添付書類

- (1) 国、都道府県及び市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあつては、登記事項証明書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図

第27号様式及び第28号様式を次のように改める。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

社会福祉法人名

代 表 者 氏 名

⑩

電 話 番 号

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）設置認可申請書

次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したいので、老人福祉法施行規則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - (1) 施設の運営の方針
  - (2) 入所定員
  - (3) 職員の定数及び職務の内容
- 4 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項
  - (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号。以下「基準」という。）第 7 条、第 34 条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
  - (2) 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - (3) 職員の勤務の体制及び勤務形態

(4) 基準第27条第1項（基準第42条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（基準第27条第2項（基準第42条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

6 事業開始の予定年月日

添付書類

- (1) 設置主体が社会福祉法人又は日本赤十字社である場合は、登記事項証明書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）変更届

次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）に関する次の事項について  
変更したいので、老人福祉法第 15 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更する事項
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後
- 3 変更しようとする年月日
- 4 変更理由
- 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 6 施設の運営の方針

添付書類

建物の配置図、平面図及び立面図

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第46号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

第18号様式中

「

	性別	男・女
--	----	-----

」を「

--

」に、

「

	男・女
--	-----

」を「

--

」に改

める。

第19号様式（表面）中

「

性別		生年月日	年	月	日
----	--	------	---	---	---

」を「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」に

改める。

第21号様式及び第22号様式中

	性 別	を	に
	男・女		

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第47号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4号様式の2中「月割賦課額」を「算出賦課額」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第48号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成25年9月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式（裏）中「1,000円」を「1,040円」に、「2,000円」を「2,090円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

# 告示

---

甲府市告示第319号

令和2年6月甲府市議会定例会を令和2年6月9日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市下曾根町字堰向1116番4、1121番2、1126番3、  
1128番4、1191番2  
以上5筆及び道

2 公共施設の種類

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市西下条町1167番地35  
甲府青果株式会社  
代表取締役 遠藤勝己

甲府市告示第321号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計及び甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和元年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第322号

地方公営企業法第40条の2及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計及び甲府市水道事業会計の令和元年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第323号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定する区域

甲府市酒折二丁目1408番3、1411番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (業務委託) 第381号
- (2) 業務名 甲府市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月26日まで
- (4) 履行場所 仕様書等による
- (5) 業務内容 仕様書等による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去に地方公共団体が行う一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託の実績があり、契約書の写しを提出することができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和2年6月1日（月）～令和2年6月11日（木）

- (この期間内の土曜日、日曜日を除く)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4  
甲府市環境センター管理棟1階  
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和2年6月1日（月）～令和2年6月11日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く）  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4  
甲府市環境センター管理棟1階  
電話055-241-4311  
※郵送は不可

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年7月1日（水） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟3階 「大会議室」  
甲府市上町601番地4  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第325号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和2年6月8日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市堀之内町内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：白茶
- 6 その他の特徴：成猫、顔と体の一部に茶ブチ、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第326号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和2年6月8日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市朝日4丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、四肢の先が白色

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第327号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年6月4日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市緑が丘2丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：トイプードル風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：成犬（1～2歳くらい）、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

令和2年5月15日付け甲府市告示第286号で告示した一般競争入札を取り消すので、次のとおり告示する。

令和2年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

(1) 契約番号 (業務委託) 第330号

(2) 業務名称 令和2年度広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式参加事業  
業務委託の告示について

2 取消の理由

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式への派遣を中止するため。

3 問い合わせ先

甲府市市民部市民総室総務課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-5294

甲府市告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 善光寺北原自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	矢 崎 正 勝	今 井 吉 之 助
代表者 住 所	甲府市善光寺町2846番地	甲府市善光寺町2976番地

3 変更年月日 令和2年4月25日

甲府市告示第330号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年6月5日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年6月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市上今井町地内
- 2 犬又は猫の別：猫（3匹）
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒白（1匹）、キジ白（2匹）
- 6 その他の特徴：1～2ヵ月齢くらい、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市池田二丁目365番1及び365番8から365番13まで  
以上7筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市飯田二丁目4番1号  
株式会社エスティケイ  
代表取締役 興水 隆 司

甲府市告示第332号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月3日

甲府市長 樋口雄一

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 書類名       | 平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼更正通知書<br>令和2年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり  |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部市民総室国民健康保険課   |

甲府市告示第333号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和2年6月3日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第334号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上帯那町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	山本 勅夫	末木 英明
代表者 住所	甲府市上帯那町1390番地	甲府市上帯那町3052番地

3 変更年月日 令和2年4月29日

甲府市告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 高畑南部自治会  
2 変更事項  
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	野 中 森 仁	塩 澤 立 美
代表者 住 所	甲府市高畑三丁目6番32号	甲府市国母二丁目22番35号

- 3 変更年月日 令和2年5月1日

甲府市告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東二条南部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	加 藤 勝 造	依 田 宏
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目2番12号	甲府市湯田二丁目9番3号

3 変更年月日 令和2年4月30日

甲府市告示第337号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和2年6月9日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和2年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市大里町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジ白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、四肢白

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、伊勢地区、住吉地区、湯田地区、東地区、春日地区、富士川地区、相生地区、穴切地区、朝日地区、新紺屋地区、中道地区、上九一色地区、琢美地区の令和2年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公告する。

令和2年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象地区
7月21日（火）	10:00～12:00 13:00～15:00	湯田小学校	伊勢地区 住吉地区 湯田地区 東地区
7月22日（水）		中央公民館	春日地区 富士川地区 相生地区 穴切地区
7月27日（月）	10:00～12:00 13:00～14:00	朝日小学校	朝日地区 新紺屋地区
7月28日（火）	10:00～12:00 13:00～15:00	中道支所	中道地区 上九一色地区
7月29日（水）	10:00～12:00	市立図書館	琢美地区

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第339号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 30号		
工事名	道路下防火水槽補強工事 (R2-1)		
工事場所	甲府市丸の内1丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	・道路下防火水槽補強工事 N=3箇所
	2	工期	令和3年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,987,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日

	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和2年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和2年6月30日 午前9時45分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第340号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 31号		
工事名	道路下防火水槽補強工事 (R2-2)		
工事場所	甲府市湯村三丁目地内外		
工事概要	1	工事内容	・道路下防火水槽補強工事 N=3箇所
	2	工期	令和3年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,719,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 700万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日

	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和2年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和2年6月30日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改 正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第341号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）3号		
工事名	①市道舗装工事（R2-3） ②下水道改良工事（公共R2-6）		
工事場所	甲府市古上条町地内外		
工事概要	1	工事内容	①市道舗装工事 ・施工延長 L = 323.6m ・切削オーバーレイ工 A = 2,240.0m <sup>2</sup> ・区画線工 1式 ②下水道改良工事 ・人孔鉄蓋調整取替工 12箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	令和2年10月30日まで
	3	予定価格 （税込み）	19,228,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日

	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和2年6月30日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和2年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(防水) 39号		
工事名	城南中学校屋内運動場防水改修工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1		
工事概要	1	工事内容	・大屋根防水改修 1,461.0㎡ ・ステージ屋根防水改修 140.0㎡
	2	工期	令和2年10月2日まで
	3	予定価格 (税込み)	31,042,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
	2	加算点の満点	10

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年6月23日
	10	入札日時	令和2年6月30日 午前9時15分
	11	価格以外の評価点公表日	令和2年7月3日
	12	開札日時	令和2年7月9日 午前9時15分
	13	落札者決定日	令和2年7月10日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和2年7月7日まで
	2	回答	令和2年7月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和2年7月8日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第343号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和2年6月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 和田平自治会  
2 変更事項  
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	永 井 智	植 田 浩 士
代表者 住 所	甲府市城東三丁目2番6号	甲府市城東三丁目6番3号

- 3 変更年月日 令和2年3月30日

甲府市告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関変更届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和2年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100875                              |
| 2 | 事業所の名称    | 特別養護老人ホーム やすらぎの郷・舞鶴                     |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市宝二丁目18-3                             |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市宇津谷1103<br>社会福祉法人 ひかりの里<br>理事長 山田 美鈴 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護                    |
| 6 | 指定年月日     | 令和2年6月10日                               |

甲府市告示第350号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第16条第1項の規定に基づき、次の犬を捕獲、抑留したため、同条第2項の規定により告示する。

この犬の所有者は、令和2年6月11日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

令和2年6月8日

甲府市長 樋口雄一

- 1 捕獲場所：甲府市右左口町地内（東八聖苑付近）
- 2 種類：雑種
- 3 性別：オス
- 4 毛の色：茶
- 5 その他の特徴：4～5ヵ月齢位、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち保全室道路河川課において、この告示の日から令和2年6月24日まで一般の縦覧に供する。

令和2年6月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2201
- 3 路線名 下曾根2201号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下曾根町1152番地先から 甲府市下曾根町1191番地先まで	2.7～ 4.0	292.6
新	甲府市下曾根町1152番1地先から 甲府市下曾根町1191番2まで	4.8～ 12.1	304.08

甲府市告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和2年6月24日まで一般の縦覧に供する。

令和2年6月10日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	下曾根220 1号線	甲府市下曾根町 1152番1地先から 甲府市下曾根町 1191番2まで	304.08	令和2年 6月2日

甲府市告示第353号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和2年6月16日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和2年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市城東2丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス（未去勢）
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第354号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年6月11日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                  |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 福発第1641号<br>充当通知書 福発第1643号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                             |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所福祉保健部福祉支援室介護保険課             |

甲府市告示第355号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 平成31年度市県民税普通徴収督促状<br>平成31年度市県民税特別徴収督促状<br>令和2年度市県民税特別徴収督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課   |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第380号                                 |
| (2) 業務名称   | 社会資本総合整備計画 甲府市中心市街地地区<br>都市再生整備計画（第2期）事後評価業務 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和3年3月31日まで                           |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                                       |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                                       |
| (6) 予定価格   | 公表しない  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない   |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次のすべての要件を満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 本業務の実施にあたり、技術士（建設部門—都市及び地方計画）の資格を有する技術者を管理技術者として配置することができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者であること。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）であること。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和2年6月12日(金)～令和2年6月22日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
令和2年6月22日(月)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市企画部企画総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階  
電話 055-237-5264
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 令和2年6月12日(金)～令和2年6月22日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
令和2年6月22日(月)については、午後3時00分まで  
イ 場所 甲府市企画部企画総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階  
電話 055-237-5264

#### 4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年7月15日(水) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する要件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 落札を取り消された場合における違約金：入札金額の5/100

- (3) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (4) 契約者が次のいずれかに該当する場合の違約金：請負代金額の1/10  
ア 甲府市契約規則第42条又は第42条の2の規定により契約目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。  
イ 契約目的物の完成前に、契約者がその債務の履行を拒否し、又は契約者の責めに帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったとき。
- (5) 最低制限価格：無  
(6) 前金払：無  
(7) 契約書作成の要否：要  
(8) 仕様説明会は行わない。  
(9) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第357号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年6月16日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市荒川2丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：秋田犬風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市落合町字橋場1123番2及び1123番3並びに  
小曲町字外ゴズ1240番2、1240番10、1240番11、  
1241番2及び1241番3  
以上7筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市上町1415番地1  
コンフォート山脈102  
成田 裕司

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 入札番号       | 第202号     |
| (2) 物件名        | 炭化水素自動測定機 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による  |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による  |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による  |
| (6) 予定価格       | 公表しない     |
| (7) 最低制限価格     | 設けない      |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。
- (7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和2年6月16日（火）～令和2年6月29日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 令和2年6月16日（火）～令和2年6月29日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
  - イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和2年7月9日（木）午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

令和2年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市認知症カフェ運営事業

2 業務概要

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。

3 募集エリア

認知症カフェの実施場所は、各包括支援センターエリアにおいて、概ね1か所とする。

4 事業期間

令和2年8月1日～令和3年3月31日

ただし、委託業務の実施状況が良好である場合、委託期間終了後1年間は今回の契約事業者と継続して再契約できるものとする。

5 参加資格要件

次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
- (2) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できることを市長が認める法人であること。
- (3) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 市税を滞納していない法人であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

6 募集要領等の配布

配布期間：令和2年6月17日（水）～24日（水）

土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

配布場所：甲府市福祉保健部健康長寿室健康政策課

山梨県甲府市相生2丁目17番1号

甲府市健康支援センター2号館1階

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

7 公募申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和2年6月24日（水）～7月6日（月）

土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

提出場所：甲府市福祉保健部健康長寿室健康政策課

山梨県甲府市相生2丁目17番1号

甲府市健康支援センター2号館1階

8 スケジュール（予定）

告示 令和2年6月17日（水）

募集要領等の配布 令和2年6月17日（水）～24日（水）

質問書の受付 令和2年6月17日（水）～24日（水）午後5時

質問書の回答 令和2年6月22日（月）～29日（月）※順次回答

公募申込書等の提出 令和2年6月24日（水）～7月6日（月）

提出期限 令和2年7月6日（月）午後5時

実地調査 令和2年6月30日（火）～7月13日（月）

選定結果通知発送 令和2年7月21日（火）～22日（水）

業務委託契約締結 令和2年8月1日（土）

9 連絡先

甲府市福祉保健部健康長寿室健康政策課医療介護支援係

〒400-0858 山梨県甲府市相生2丁目17番1号

甲府市健康支援センター2号館1階

TEL：055-237-5484

FAX：055-227-5294

市有財産の売却について、随時に申込みを受け付け、先着順で売却するので、買受者を次のとおり公募する。

令和2年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 随時受付募集により売却する物件の概要等

(1) 物件番号(2) 1-1

ア 物件の種類別 土地  
イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番20  
ウ 地目 宅地  
エ 地積 194.49㎡  
オ 売却価格 4,570,000円

(2) 物件番号(2) 1-2

ア 物件の種類別 土地  
イ 所在及び地番 甲府市山宮町字米草5012番21  
ウ 地目 宅地  
エ 地積 252.22㎡  
オ 売却価格 6,630,000円

2 随時受付募集による申込受付の期間、場所及び方法

(1) 申込受付期間

令和2年6月22日(月)から令和2年11月6日(金)までの午前9時から午後5時までの間。(この期間内の市の休日を除く。)

(2) 申込受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
甲府市総務部契約管財室管財課  
電話055-237-5197

(3) 申込受付方法

持参による受付とする。

3 随時受付募集に申込みできる者の資格及び要件

次のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であって、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人又は使用人として使用する者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
  - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者であって、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
  - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者であって、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
  - (7) 先着順随時募集受付の日から契約の日までの間に、「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
  - (8) 市区町村税を滞納している者
  - (9) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員
- 4 契約予定者の決定方法  
契約予定者は、申込受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に提出した申込順位が一位の者とする。ただし、同一日かつ同一時刻に2者以上の申込みがあった場合は、直ちに抽選により申込順位を決定する。
- 5 契約書作成の要否及び代金支払方法  
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 6 契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 契約保証金の納付等
    - ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
    - イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
    - ウ 契約保証金には、利息を付さない。
  - (2) 違約金  
契約者が、契約締結日より30日以内に売買代金(充当された契約保証金を除いた額)の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。
- 7 随時受付募集案内書の配付
- (1) 配付期間  
令和2年6月22日(月)から令和2年11月6日(金)まで
  - (2) 配付場所等  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
甲府市総務部契約管財室管財課及び甲府市公式ホームページ
- 8 現地説明会開催  
申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 9 特記事項

(1) 現状有姿による契約

現状有姿の状態で売り渡すものとする。

(2) 土地利用制限

買受けた市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

10 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）、随時受付募集案内書等に定めるところによる。

甲府市告示第362号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり             |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課     |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 平成31年度国民健康保険料第2期分督促状  
平成31年度国民健康保険料第3期分督促状  
平成31年度国民健康保険料第4期分督促状  
平成31年度国民健康保険料第5期分督促状  
平成31年度30年相当国民健康保険料第5期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第364号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年6月22日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年6月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市横根町地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：白キジ
- 6 その他の特徴：1～2ヵ月齢くらい、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第365号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名       | 法人市民税過誤納金還付充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課   |

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年6月23日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年6月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市飯田3丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：1～2ヵ月齢くらい、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字整理地1355番3  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市小瀬町102番地 9-304  
佐藤 恭介

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市宮原町字櫻林145番4、149番1及び150番1  
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市大里町2572番地2  
テラスハウス 1-102  
坂本 美恵  
甲府市大里町2572番地2  
テラスハウス 1-103  
羽田 星斗

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名所及び主たる事務所の所在地  
シフトプラス株式会社  
大阪府大阪市西区江戸堀二丁目1番1号  
江戸堀センタービル8階
- 2 収納事務を委託する歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間  
令和2年6月12日から令和3年3月31日まで

甲府市告示第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字年代1047番1、1047番2及び1060番1  
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市上町1047番地2  
渡邊勝紀

甲府市告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月22日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市善光寺三丁目2482番4、2501番1、2501番6から  
2501番19まで及び2507番4の一部  
以上17筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区東上野四丁目27番3号  
東京セキスイハイム株式会社  
代表取締役 吉田匡秀

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市音羽町414番1から414番16まで、416番8から416番10まで、416番12及び416番13  
以上21筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市篠原2845番地4  
有限会社竜王土地  
取締役 藤本文雄

甲府市告示第373号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名  
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第7期分督促状  
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第8期分督促状  
平成31年度（平成31年度分）介護保険料第9期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

地方自治法第219条第2項の規定により、令和2年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和2年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和2年度甲府市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和2年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和2年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）
- 4 令和2年度甲府市一般会計補正予算（第6号）

令和2年6月22日 原案可決

甲府市告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月23日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市里吉四丁目1372番1から1372番9まで  
以上9筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市朝気二丁目1番18号  
有限会社総信  
代表取締役 須田千鶴子

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和2年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）4号		
工事名	①R2 歩道改良工事（市道富士見中線） ②（モ-1）配水管布設替工事 ③下水道管工事（R2D-5）		
工事場所	甲府市北口一丁目、朝日一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①歩道改良工事            施工延長（右）L=107.0m                              （左）L=110.0m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由勾配側溝工 L=115.0m</li> <li>・プレキャスト集水柵 N=3箇所</li> <li>・ライン導水ブロック工 L=131.0m</li> <li>・舗装版取壊し A=417.0㎡</li> <li>・透水性舗装工 A=372.0㎡</li> <li>・排水性舗装工 A=777.0㎡</li> <li>・電線共同溝工 L=124.0m</li> <li>・プレキャストボックス工（特殊部・TB柵） N=10箇所</li> <li>・As 仮復旧工 A=361.0㎡</li> <li>・他</li> </ul> <p>②配水管布設替工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP.GX (φ200) 36.0m</li> <li>・DIP.GX (φ150) 103.0m</li> <li>・DIP.GX (φ75) 10.0m</li> <li>・HPPE (φ75) 90.0m</li> <li>・仕切弁.GX (φ200) 4基</li> <li>・仕切弁.GX (φ150) 1基</li> <li>・仕切弁.GX (φ75) 2基</li> </ul> <p>③下水道管工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人孔鉄蓋調整・取替工 (φ600) 5箇所</li> <li>・内副管取付工 (φ200) 1箇所</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・小口径汚水柵取付管取替工（φ150）3箇所</li> <li>・汚水柵取付管撤去工（φ500）2箇所</li> <li>・雨水柵撤去・取付管取替工（φ500）1箇所</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	令和3年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	122,606,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	道路工事等又は道路工事等と配水管布 設替工事等の合併工事。ただし、 1件の工事請負額が、 6,100万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和2年6月23日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和2年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和2年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年7月9日

	8	設計図書に関する質問 開始日	令和2年6月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和2年7月9日
	10	入札日時	令和2年7月17日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和2年7月22日
	12	開札日時	令和2年7月28日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和2年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和2年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和2年7月15日
価格以外の 評価に 関する 照会	1	質問	令和2年7月24日まで
	2	回答	令和2年7月27日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和2年7月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改 正）		
支払条件	前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和2年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）5号		
工事名	①中道北小学校移転に伴う外構（A工区）工事 ②マンホールトイレ設置工事（R2-1）		
工事場所	甲府市上曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①外構工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁工 L型擁壁 12.0m</li> <li style="padding-left: 2em;">逆L型擁壁 36.0m</li> <li style="padding-left: 2em;">重力式擁壁 171.0m</li> <li>・校地整備工</li> <li style="padding-left: 2em;">密粒度アスファルト舗装 1,520.0m<sup>2</sup></li> <li style="padding-left: 2em;">コンクリート舗装 410.0m<sup>2</sup></li> <li style="padding-left: 2em;">ゴムチップ舗装 412.0m<sup>2</sup></li> <li>他</li> <li>・柵工</li> <li>・雨水排水設備工</li> <li>・給水設備工</li> <li>・園路縁石工</li> <li>・運動施設工</li> <li>・門塀</li> <li>・植栽</li> <li>・他一式</li> </ul> <p>②マンホールトイレ設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管きょ工（HIVPRR φ100mm） L=66.0m</li> <li>・管きょ工（PRP φ450mm） L=13.2m</li> <li>・管きょ工（PRP φ200mm） L=8.4m</li> <li>・管きょ工（PRP φ150mm） L=29.6m</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕切弁工（φ 100 mm） N = 1箇所</li> <li>・組立マンホール工（貯留弁付φ 900 mm） N = 1箇所</li> <li>・組立マンホール工 （1号マンホール φ 900 mm） N = 1箇所</li> <li>・小型マンホール工（点検口 φ 300 mm） N = 1箇所</li> <li>・小型マンホール工（点検口 φ 200 mm） N = 6箇所</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	令和3年1月29日まで
	3	予定価格 （税込み）	99,880,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が、4,900万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年7月2日

		午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日 令和 2 年 7 月 8 日
	6	設計図書配付開始日 令和 2 年 6 月 23 日
	7	設計図書配付締切日 令和 2 年 7 月 9 日
	8	設計図書に関する質問開始日 令和 2 年 6 月 23 日
	9	設計図書に関する質問締切日 令和 2 年 7 月 9 日
	10	入札日時 令和 2 年 7 月 17 日 午前 9 時 15 分
	11	価格以外の評価点公表日 令和 2 年 7 月 22 日
	12	開札日時 令和 2 年 7 月 28 日 午前 9 時 15 分
	13	落札者決定日 令和 2 年 7 月 29 日
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ） 配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問 令和 2 年 7 月 14 日 午後 5 時まで
	2	回答 令和 2 年 7 月 15 日
価格以外の評価に関する照会	1	質問 令和 2 年 7 月 24 日まで
	2	回答 令和 2 年 7 月 27 日
価格以外の評価を修正した場合	公表	令和 2 年 7 月 27 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 44号		
工事名	R2道路改良工事(市道下曾根2200号線)		
工事場所	甲府市下曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 142.0 m ・自由勾配側溝 L = 280.8 m ・集水桝 N = 4箇所 ・アスファルト舗装工 A = 298.0 m <sup>2</sup> ・取合工 1式 ・仮設工 1式
	2	工期	令和2年12月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	21,230,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
	5	近接工事	平成31年4月23日告示の(土木)

			10号「H31道路改良工事（市道下曾根2200号線）橋梁工事」及び令和2年1月31日告示の合併（土木）21号「①中-1-5処理分区下水道管布設工事（R1-1）、②（街路-101）配水管布設工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和2年7月17日 午前9時45分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和2年7月15日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市告示第379号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 53号		
工事名	東小学校東館屋上防水改修工事		
工事場所	甲府市朝気一丁目14-1		
工事概要	1	工事内容	塩ビシート防水改修 777.7㎡ 他
	2	工期	令和2年10月2日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,434,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成17年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年7月2日 午後3時まで

	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年7月9日
	10	入札及び開札日時	令和2年7月17日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和2年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和2年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(解体) 56号		
工事名	旧甲府税務署解体工事		
工事場所	甲府市丸の内一丁目11-6		
工事概要	1	工事内容	旧甲府税務署解体工事 一式 ・本館 RC造3階建て、 延べ面積 1,555.34㎡ ・別館 RC造2階建て、 延べ面積 289.89㎡ ・書庫 S造平屋建て、 延べ面積 63.00㎡ ・書庫 S造平屋建て、 延べ面積 16.17㎡ ・付帯工作物、樹木等撤去
	2	工期	令和3年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	125,180,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 次の2者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 代表構成員：評定値800点以上 構成員：評定値700点以上 ※評定値については、直近の経営事 項審査結果通知書の総合評定値で 「解体」の数値とする。 代表構成員：特定建設業の許可

	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。 共同企業体の代表構成員が元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (I)
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年7月2日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和2年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年7月8日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和2年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年7月9日
	10	入札日時	令和2年7月17日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和2年7月22日
	12	開札日時	令和2年7月28日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和2年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和2年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和2年7月24日まで
	2	回答	令和2年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和2年7月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第381号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名       | 介護保険料 過誤納還付・充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり            |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課    |

甲府市告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月24日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市住吉五丁目341番12及び347番1  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市中小河原一丁目15番1号  
長 田 東 明

甲府市告示第383号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                      |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 書類名       | 甲府市介護保険料 更正通知書       |
| 2 | 発送日       | 令和2年5月22日            |
| 3 | 項目        | 令和2年度介護保険料更正通知書      |
| 4 | 送達を受けるべき者 | （省略）                 |
| 5 | 保管場所      | 甲府市役所福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年6月30日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市富竹2丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：トイプードル風
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬（高齢）、赤い洋服（ワッペン付き）  
黒地にレインボーカラーの布製の首輪

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第385号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年6月30日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年6月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市酒折2丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：三毛
- 6 その他の特徴：2ヵ月齢くらい、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市告示第386号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 書類名       | 令和2年度固定資産税・都市計画税第1期督促状<br>令和2年度固定資産税 償却資産 第1期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課                                   |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第468号             |
| (2) 業務名称   | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（平瀬第一地区） |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和3年3月31日まで       |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。なお、本市の地籍調査業務において下請けの実績を有する者も同様とみなす。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和2年6月29日（月）～令和2年7月8日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和2年7月8日（水）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和2年6月29日（月）～令和2年7月8日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和2年7月8日（水）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年7月27日（月） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第470号              |
| (2) 業務名称   | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（積翠寺第二地区） |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和3年3月31日まで        |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                     |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                      |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。なお、本市の地籍調査業務において下請けの実績を有する者も同様とみなす。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立があること。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和2年6月29日（月）～令和2年7月8日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和2年7月8日（水）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和2年6月29日（月）～令和2年7月8日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和2年7月8日（水）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年7月27日（月） 午前11時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第389号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105365  |
| 2 | 事業所の名称    | トータルケアサービス株式会社  |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市富竹3丁目3-2レジデンス未来102                                   |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市富竹3丁目3-2レジデンス未来102<br>トータルケアサービス株式会社<br>代表取締役 矢具野 雅昭 |
| 5 | サービスの種類   | 訪問介護  |
| 6 | 指定年月日     | 令和2年7月1日  |

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、令和2年度地籍調査を実施するので、次のとおり公示する。

令和2年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和2年5月26日
- 2 調査を実施する者の名称  
山梨県甲府市
- 3 調査地域
  - (1) 新規地域  
平瀬町、上積翠寺町及び下積翠寺町の各一部
  - (2) 継続地域  
塚原町、上積翠寺町、下積翠寺町及び古府中町の各一部
- 4 調査期間  
令和2年5月26日から  
令和3年3月31日まで

甲府市告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下今井町字汗タリ41番7  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市中央5丁目8番13号  
瀧瀬 康洋

甲府市告示第392号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市増坪町字沼654番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町唐柏703番地3  
ヴェネローネI 102号室  
三 森 健 弥  
三 森 綾 菜

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市東下条町字西河原21番1及び21番5から21番10まで  
以上7筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市境川町藤埜3259番地7  
大柴 克夫  
大柴 春子

甲府市告示第394号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社 グローアップ    |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市住吉三丁目8番7号   |
| 3 | 事業所名    | 発達支援教室ライフぷらす   |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市朝気三丁目14番20号 |
| 5 | 事業の種類   | 放課後等デイサービス     |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950102739     |
| 7 | 指定年月日   | 令和2年7月1日       |

甲府市告示第395号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和2年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                  |
|---|---------|------------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社 仁 - J I N - |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市上曾根町212-6     |
| 3 | 事業所名    | 放課後等デイサービス結い上曾根  |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上曾根町212-6     |
| 5 | 事業の種類   | 放課後等デイサービス       |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950102135       |
| 7 | 廃止年月日   | 令和2年6月30日        |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和2年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市観光振興基本計画策定支援業務

2 業務概要

本市観光振興を推進している「第2次甲府市観光振興基本計画」が令和2年度で計画期間満了となることから、令和3年度を初年度とする「第3次甲府市観光振興基本計画」を策定するものである。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和3年3月31日（水）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 過去5年以内に国、地方公共団体において、本業務に類似する業務に関する実績（本店、他の支店を含む。）を有していること。
- (2) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあっては、個人住民税の未納がない者。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要項、選考方法、仕様書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部観光商工室観光課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5702 (直通)  
FAX 055-227-8065  
電子メール sangkaka@city.kofu.lg.jp

令和2年度の甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び第13条の2第1項に規定する基礎賦課額から減額する額、第14条の5の5第1項に規定する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び第13条の2第4項において準用する同条第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに第14条の9第1項に規定する介護納付金賦課額の保険料率及び第13条の2第5項において準用する同条第1項に規定する介護納付金賦課額から減額する額を、第14条第3項（第13条の2第3項において準用する場合を含む。）、第14条の5の5第3項（第13条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第14条の9第3項（第13条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年6月30日

甲府市長 樋口雄一

1	条例第14条第1項第1号の所得割	100分の8.49
2	条例第14条第1項第2号の被保険者均等割	27,300円
3	条例第14条第1項第3号の世帯別平等割	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	25,500円
	（2） 特定世帯	12,750円
	（3） 特定継続世帯	19,120円
4	条例第13条の2第1項第1号アに規定する額	19,110円
5	条例第13条の2第1項第1号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	17,850円
	（2） 特定世帯	8,925円
	（3） 特定継続世帯	13,384円
6	条例第13条の2第1項第2号アに規定する額	13,650円
7	条例第13条の2第1項第2号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	12,750円
	（2） 特定世帯	6,375円
	（3） 特定継続世帯	9,560円
8	条例第13条の2第1項第3号アに規定する額	5,460円
9	条例第13条の2第1項第3号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	5,100円
	（2） 特定世帯	2,550円
	（3） 特定継続世帯	3,824円
10	条例第14条の5の5第1項第1号の所得割	100分の2.34
11	条例第14条の5の5第1項第2号の被保険者均等割	9,600円

1 2	条例第 1 4 条の 5 の 5 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	6, 7 0 0 円
	(2) 特定世帯	3, 3 5 0 円
	(3) 特定継続世帯	5, 0 2 0 円
1 3	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	6, 7 2 0 円
1 4	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	4, 6 9 0 円
	(2) 特定世帯	2, 3 4 5 円
	(3) 特定継続世帯	3, 5 1 4 円
1 5	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	4, 8 0 0 円
1 6	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	3, 3 5 0 円
	(2) 特定世帯	1, 6 7 5 円
	(3) 特定継続世帯	2, 5 1 0 円
1 7	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 9 2 0 円
1 8	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	1, 3 4 0 円
	(2) 特定世帯	6 7 0 円
	(3) 特定継続世帯	1, 0 0 4 円
1 9	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 1 号の所得割	1 0 0 分の 2. 1 8
2 0	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 2 号の被保険者均等割	9, 8 0 0 円
2 1	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	6, 0 0 0 円
2 2	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	6, 8 6 0 円
2 3	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	4, 2 0 0 円
2 4	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	4, 9 0 0 円
2 5	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	3, 0 0 0 円
2 6	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 9 6 0 円
2 7	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	1, 2 0 0 円

---

# 教育委員会

---

甲府市教育委員会告示第3号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和2年6月8日

甲府市教育委員会  
教育長 小林 仁

## 1 業務名

甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務

## 2 業務概要

- (1) 調査・設計業務
- (2) 施工管理業務
- (3) 通信設定及び動作性能試験業務
- (4) 完成図書の作成、提出

## 3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

調査・設計業務については、令和2年8月7日（金）まで

ただし、調査・設計業務の期限については、別途協議することができるが、可能な限り早期完了が望ましいものとする。

## 4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 甲府市の物品供給入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 甲府市の指名停止を受けている者でないこと。

- (8) 租税を完納していること。
  - (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
  - (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。
  - (11) 甲府市と同程度の規模の官公庁（国、都道府県又は地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた中核市以上の規模の地方公共団体）又はこれに準ずる一般企業等において、ネットワーク設計等の業務を受託した実績を有すること。
  - (12) 公共施設に係る電気設備設計等の実績を有する者を選定すること。なお、参加事業者に実績を有する者がいない場合は、同様の能力を有する者を協力者とすることができる。
- 5 企画提案書の提出期限並びに提出場所  
甲府市ホームページ掲載の「甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務」公募型プロポーザル実施要領を参照すること。
- 6 主催及び事務局
- ・主催者：甲府市教育委員会
  - ・事務局：甲府市教育委員会 教育部 学事課  
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話：055-223-7322  
メール：kyogaku@city.kofu.lg.jp

甲府市教育委員会告示第4号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月29日

甲府市教育委員会  
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第1号                     |
| (2) 業務名称   | 小学校消火設備・避難器具等点検及び防火対象物点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和3年3月31日まで           |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                       |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                       |
| (6) 予定価格   | 公表しない                        |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                         |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（防火対象物点検資格者並びに消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士若しくは消防設備士及び電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和2年6月30日（火）～令和2年7月9日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和2年6月30日（火）～令和2年7月9日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年7月29日（水） 午前10時

(2) 場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第5号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月29日

甲府市教育委員会  
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第2号             |
| (2) 業務名称   | 中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和3年3月31日まで   |
| (4) 履行場所   | 仕様書による               |
| (5) 業務内容   | 仕様書による               |
| (6) 予定価格   | 公表しない                |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                 |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士若しくは消防設備士及び電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和2年6月30日(火)～令和2年7月9日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和2年6月30日(火)～令和2年7月9日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和2年7月29日(水) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 113人
2	1/3の数	51, 868人
3	1/6の数	25, 934人
4	選挙人名簿登録者数	155, 602人

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、令和2年6月29日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和2年6月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和2年7月告示分農用地利用集積計画について
- 3 令和3年度山梨県農業行政施策に関する意見書について

---

# 上下水道局

---

甲府市上下水道局管理規程第7号

甲府市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程  
甲府市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程を次のように定める。

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号）第19条の規定に基づく、甲府市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間及び休日、休暇等については、甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月規則第5号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



			1, 400万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和2年6月30日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第34号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和2年6月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110006号		
工事名	(更新-4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市高畑一丁目地内外 (飯豊橋の南)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. GX (φ200) 3.5m</li> <li>・DIP. K (φ200) 4.5m</li> <li>・DIP. GX (φ100) 513.5m</li> <li>・DIP. K (φ100) 15.5m</li> <li>・RRVP (φ100) 3.5m</li> <li>・RRVP (φ75) 2.5m</li> <li>・仕切弁. GX (φ200) 1基</li> <li>・仕切弁. GX (φ100) 20基</li> <li>・不断水簡易仕切弁 (φ75) 1基</li> <li>・消火栓 (φ75) 1基</li> <li>・泥吐弁 (φ50) 2基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 4基</li> </ul>
	2	工期	令和3年2月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	67,122,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 3,300万円以上の実績に限る。

			元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年6月23日
	10	入札日時	令和2年6月30日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和2年7月3日
	12	開札日時	令和2年7月9日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和2年7月10日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和2年7月7日まで
	2	回答	令和2年7月8日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和2年7月8日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第35号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110008号		
工事名	(鉛対3-3) 鉛製給水管布設替工事		
工事場所	甲府市中央四丁目地内(甲府警察署の東)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SP (φ75) 0.8m</li> <li>・HPPE (φ75) 2.7m</li> <li>・HPPE (φ50) 67.5m</li> <li>・臨給工(局支給材) 1式</li> </ul>
	2	工期	令和2年12月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,873,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日

	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和2年6月30日 午前10時15分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第36号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年6月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）6号		
工事名	①（路4-7）路面復旧工事 ②市道舗装工事（R2-1）		
工事場所	甲府市高室町地内		
工事概要	1	工事内容	①路面復旧工事 ・表層（ $t = 5 \text{ cm}$ ） $A = 1,375.0 \text{ m}^2$ ・安定処理（ $t = 10 \text{ cm}$ ） $A = 1,310.0 \text{ m}^2$ ・上層路盤（ $t = 25 \text{ cm}$ ） $A = 51.0 \text{ m}^2$ ・上層路盤（ $t = 5 \text{ cm}$ ） $A = 41.0 \text{ m}^2$ ・区画線工 一式 ・付帯工 一式 ②市道舗装工事 ・切削オーバーレイ工 $A = 999.0 \text{ m}^2$ ・区画線工 1式
	2	工期	令和2年10月30日まで
	3	予定価格 （税込み）	24,651,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。

			元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和2年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和2年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和2年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和2年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和2年6月30日 午前10時45分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和2年6月29日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札
入札保証金			免除

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第37号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和2年6月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

指定番号	第5号
指定業者名	中部テクニカル(株)
所在地	南巨摩郡富士川町最勝寺1260
代表者	望月 喜浩

# 任免辞令

(市長事務部局)

藤原 祐 奈

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉支援室障がい福祉課主事を命ずる  
任期は令和 3年11月30日までとする

以 上 発 令 日 令和 2年 6月 1日

中 里 桂一郎

技術職員に採用する  
歯科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部歯科口腔外科医師を命ずる

以 上 発 令 日 令和 2年 6月 1日

甲府市固定資産評価員  
退職を承認する

土 屋 光 秋

以 上 発 令 日 令和 2年 6月 30日

市立甲府病院 医療支援センター  
市立甲府病院 診療部  
市立甲府病院 診療部  
市立甲府病院 診療部

科部長  
医 長  
医 師  
医 長

宮 澤 正 久  
小 島 真 理  
懸 本 歩  
三 輪 絵 梨

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 2年 6月 30日